

令和元年9月18日

タトゥーシールやフェイスペイントによる肌トラブルが発生！

－除去の際の肌トラブルや金属アレルギーにも注意が必要です－

タトゥーシール、フェイスペイント又はボディペイントは、ハロウィンパーティー、スポーツ観戦などのイベントの際に手軽に楽しめるとあって、多くの種類の製品が販売されています。しかし、肌に合わずかゆくなった、剥がしたときに肌に傷が付きシミが残った等の事故情報が消費者庁に寄せられています。

そこで、販売されている製品に有害な成分が含まれていないか、独立行政法人国民生活センターでテストを実施したところ、一部の製品において、化粧品には含有が認められていない成分が検出され、皮膚の炎症やアレルギー等の原因になる物質が含有されることもあることが分かりました。

特に、子どもの皮膚は大人に比べて表皮が薄く、皮膚障害が発生する可能性がありますので、これらの製品を使用するときは、以下の点に注意しましょう。

- (1) 化粧品のように安全性の基準等が定められた製品ではないことに留意して使用しましょう。子どもに使用する場合は、より注意が必要です。
- (2) アレルギー体質の方は、成分表示をよく確認しましょう。
- (3) 肌に傷や湿疹などの異常がある場合には使用しないようにしましょう。症状を悪化させる可能性があります。
- (4) 使用方法、剥がし方、対象年齢及び使用上の注意をよく読んでから使用しましょう。
- (5) 事前に腕の内側などの目立たない部分で使用テストをしましょう。
- (6) 肌に合わない場合はすぐに使用を中止し、赤み、腫れ、かゆみ、痛み、刺激や黒ずみ等の異常がある場合には皮膚科医を受診しましょう。

1. タトゥーシール、フェイスペイント又はボディペイントとは

(1) タトゥーシール

タトゥーシールは、絵や文字が印刷された台紙を皮膚に密着させ転写するものです(図1)。インターネット通販や100円ショップなどで安価に購入でき、タトゥー(入れ墨)のように皮膚を傷つけることなく、貼るだけで手軽に楽しめることから、近年、ハロウィンパーティー、スポーツイベント、テーマパーク等で使用している人が多く見られます。

現状、日本ではタトゥーシールの安全性や品質等について明確な法規制や基準等はありません¹。



図1 タトゥーシール



図2 フェイスペイント

(2) フェイスペイント又はボディペイント

フェイスペイント又はボディペイント(以下「フェイスペイント等」という。)は、肌に絵や文字を書くための塗料及びその行為を指します(図2)。

一般的な絵具(水彩、ポスターカラー、アクリル系等)については、子どもが口に入れる又は誤食するリスクを想定して、日本産業規格(JIS)の安全要件を遵守し、また欧州の玩具の安全規格(EN71-3等)を満たしたものが製造され、第三者検査機関の検査をクリアした上で販売されています。しかし、一般的な絵具をフェイスペイント等として使用すると、長時間肌に触れることが想定されていないため、人によっては皮膚障害を起こす可能性があります。フェイスペイント等は、誤って口に入った場合でも害のないことに加えて、落としやすいこと、皮膚への刺激が少ないこと等、より高い安全性が求められます。

タトゥーシール同様にフェイスペイント等は、安全性や品質等について、現状、日本では明確な法規制や基準等はありません。なお、フェイスペイント等は外国製の製品が多くあることから、EUにおけるGEマーキング²、アメリカのASTM F963-17、オーストラリアのAS/NZS IS08124.3等の基準をクリアしていることが一つの目安となります³。

¹ 食品衛生法では、乳幼児が接触することにより、その健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定するおもちゃに対して規格基準が定められており、これを満たさない物の販売、製造、輸入等を禁止しています(食品衛生法第62条第1項で準用する同法第18条)。乳幼児対象の商品に関してはその使用方法等によっては、食品衛生法に規定されたおもちゃに該当する可能性もあります。

² GEマーキングは、EUで販売される指定の製品がEUの基準に適合していることを表示することです。GEマーキングによってその製品が分野別のEU指令や規則に定められる必須要求事項(Essential Requirements)に適合したことを示します。(JETROウェブサイトから引用：<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04S-040011.html>)

³ アメリカ食品医薬品局(FDA)では、フェイスペイント等を化粧品とみなし、安全性及び表示要件を守らなければならないとしています(<https://www.fda.gov/cosmetics/cosmetic-products/novelty-makeup>参照)。また、EUでは、フェイスペイント等は化粧品の規制を受け、タトゥーシールは化粧品に類するものとして扱われています(<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/29002>参照)。

2. 事故情報

「タトゥーシールを左頬等に使用したところ、左頬が炎症等の重傷。」として、消費者安全法第12条第1項の規定に基づき、タトゥーシールによる重大事故等が令和元年9月3日に通知されました。また、タトゥーシールに関する事故情報は、事故情報データバンク⁴において令和元年8月までに4件⁵寄せられており、フェイスペイント等に関する事故情報は医療機関ネットワーク事業⁶参画機関から平成25年に1件寄せられています。事故の内容はいずれも皮膚障害で、かゆみや赤くなるだけでなく、剥がした後に、かさぶたになり色素沈着になった例も見られます。

被害者の年代は、未就学児1件、10歳代2件、20歳代1件、30歳代1件と子どもや若い世代であることが特徴となっています。

被害者の危害部位別では、頬が2件、腕が2件、顔から全身に広がった例が1件となっており、治療期間が1か月以上の事例が1件ありました。

【事例1】

100円ショップで買ったハロウィンの絵柄のタトゥーシールを、子どもの頬に貼った。使用方法に従って濡らしたティッシュを当てながら貼り、約3時間後に、ティッシュにベビーローションを付けてシールに当てながら剥がそうとしたが、なかなか剥がれず、化粧落とし用のクレンジングローションでも剥がれなかった。子どもが痛がるので剥がすのをやめて、翌日はシールを付けたまま幼稚園に行き、帰宅後に、綿棒でシールをこすり取るようにしたらようやく剥がれた。強くこすった箇所は、かさぶた状になり、その後かさぶたは取れたが、シミのようになってあとが目立っている。
(受付年月：平成31年2月)

【事例2】

娘が100円ショップで購入したハロウィン用のタトゥーシールを頬に貼った。8時間後、シールを剥がして洗顔した。洗顔後に皮膚に違和感があると娘が言うので見たら、シールの跡が赤くなっていた。朝になると、昨晚より赤みが増してヒリヒリすると痛がった。炎症が治まるのに1～2週間かかった。

(受付年月：平成27年10月、10歳代、女性)

⁴ 消費者庁発足（平成21年9月）以降、令和元年8月末までの登録分。「事故情報データバンク」は、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるために、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと提携して運用しているデータ収集・提供システム（平成22年4月運用開始）です。事実関係及び因果関係が確認されていない事例も含まれます。

⁵ 件数及び分類は、本件のために消費者庁が特別に精査したものです。

⁶ 「医療機関ネットワーク事業」とは、参画する医療機関（令和元年8月時点で24機関が参画）から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業（平成22年12月運用開始）です。ただし、医療機関数は変動しています。件数は本件のために消費者庁が特別に精査したものです。

【事例3】

タトゥーシールを手首に貼ったら、かゆくなったので剥がした。しばらくシールを貼った部分が赤かったが、後日、急に水ぶくれができた。シールの模様状に赤くなっていた。

(受付年月：平成27年7月、東京都、30歳代、女性)

3. 市販品のテストについて

(1) テスト対象銘柄

インターネットサイトで販売されている、タトゥーシール 11 銘柄、フェイスペイント等 9 銘柄、合計 20 銘柄をテスト対象としました。

(2) 本体の表示について

- ① テスト対象 20 銘柄中、12 銘柄には使用方法や注意に関する日本語表示がありませんでした。日本語表示のあった 8 銘柄のうち、皮膚に関する注意表示があったのは、5 銘柄のみでした。

※皮膚に関する注意表示の例

- ・口・目・粘膜付近には使用しないで下さい。
- ・使用中、使用后、または、使用した部位に直射日光があたり、赤み、はれ、かゆみ、刺激、色抜け(白斑等)や黒ずみ等の異常があらわれたときは、ご使用を中止し、皮膚科専門医等にご相談されることをおすすめします。そのまま使用を続けると症状を悪化させることがあります。
- ・肌の弱い方は長時間の使用は避けてください。
- ・使用する際は、必ずパッチテストを行って下さい。
- ・お肌の弱い方、お子様、アレルギー体質の方、傷、腫れ物等唇に異常のある場合はご使用にならないでください。

- ② 配合成分が表示されていた 8 銘柄のうち、化粧品への配合が認められていない⁷ タール色素 2 種類 (CI45174、CI45161) が表示された銘柄が 1 銘柄ありました。また、粘膜に使用されることがない化粧品にのみ配合可能な色素 (CI74160 (青色 404 号)) が 2 銘柄に表示されていました。

(3) テスト項目

⁷ 「化粧品基準」において、「医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令」第3条の規定を準用すること、とされています。

タトゥーシール及びフェイスペイント等は化粧品には該当しませんが、肌に長時間触れるという化粧品に近い使用方法から、当該テストにおいては、化粧品の試験方法の一部を参考としました。

① ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒドは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）第 42 条第 2 項の規定に基づき定められた化粧品基準において化粧品への配合が禁止されていることから、テスト対象銘柄にホルムアルデヒドが含まれていないかを「化粧品試験法」のアセチルアセトンポストカラム誘導体化検出法⁸により調べました。なお、国際化学物質安全性カード⁹によると、ホルムアルデヒドの皮膚への暴露によって、発赤やアレルギー性皮膚炎を起こすおそれがあるとされています。

② 金属

化粧品への配合が禁止されている水銀、カドミウム等や、金属アレルギーの原因になるとされる金属¹⁰が含まれていないかを ICP 発光分析法により調べました¹¹。

(4) テスト結果

① ホルムアルデヒド

タトゥーシール 3 銘柄、フェイスペイント等 1 銘柄で検出されました（表 1）。検出された濃度では、直ちに皮膚刺激を起こすほどではありませんが、長時間の接触、又は接触が繰り返されることにより、皮膚刺激又はアレルギー性接触皮膚炎を引き起こす場合があると考えられます。

⁸ 「衛生試験法・注解 2015」（公益社団法人日本薬学会編）参照。今回の試験において、タトゥーシールは、表面の透明シートを取り除き、台紙ごと細断して分析試料としました。絵柄の異なる複数のシートがセットになった製品については、使用されている色が均一になるよう採取しました。フェイスペイント等は、赤色について分析しました。

⁹ WHO（世界保健機関）、UNEP（国連環境計画）、ILO（国際労働機関）の共同事業である IPCS（国際化学物質安全性計画）の事業の一つで、労働者や雇用者が使用する化学物質の健康や安全に関する重要な情報を簡潔にまとめた文書です。

¹⁰ 「接触皮膚炎診療ガイドライン」（日本皮膚科学会）において、アレルギー性接触皮膚炎の原因として挙げられている金属は、コバルト、ニッケル、クロム、水銀、銅、マンガン、亜鉛、金、パラジウム、白金、アルミニウム、スズ、銀です。

¹¹ 乾式灰化法で試料中の有機物を完全に灰化しました。タトゥーシールは、台紙を精製水で濡らしてシールを剥がし、分析試料としました。絵柄の異なる複数のシートがセットになった製品については、使用されている色が均一に含まれるよう採取しました。フェイスペイント等は、赤色について分析しました。

表1 ホルムアルデヒド分析結果

試料		タトゥーシール										
No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
ホルムアルデヒド量 ($\mu\text{g/g}$)		—	—	—	—	—	7	—	16	—	—	48

試料		フェイスペイント等									
No.		12	13	14	15	16	17	18	19	20	
ホルムアルデヒド量 ($\mu\text{g/g}$)		—	—	—	—	860	—	—	—	—	

※タトゥーシール (No. 1～11) は、台紙を含む試料中の含有量。

※フェイスペイント等のうち、複数色がセットになった製品は、赤色について分析。

※—：検出せず。定量下限 ($5\mu\text{g/g}$) 未満。

② 金属

金属アレルギーの陽性率が高い金属としては金、ニッケル、水銀、クロム及びコバルトが知られています¹²が、2 銘柄にはクロム、9 銘柄にはコバルトが含まれていました (表2)。

これらの製品には、金属が含まれている旨の表示がありませんでした。金属アレルギーのある方は、製品に注意等が表示されていない場合でも金属が含まれている可能性がありますので、注意が必要です。

表2 金属の検出結果

試料		タトゥーシール										
No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
クロム		—	—	—	—	—	検出	—	—	—	—	—
コバルト		検出	検出	検出	検出	検出	—	検出	—	—	検出	検出

試料		フェイスペイント等									
No.		12	13	14	15	16	17	18	19	20	
クロム		—	—	—	検出	—	—	—	—	—	
コバルト		検出	—	—	—	—	—	—	—	—	

※—：検出せず

※フェイスペイント等のうち、複数色がセットになった製品は、赤色について分析。

¹² 松永佳世子「接触皮膚炎とパッチテスト」学研メディカル秀潤社 2019年4月発行 45ページ ジャパニーズスタンダードアレルギー2015の2016年度陽性率参照。

4. 医師からのアドバイス

藤田医科大学 医学部 アレルギー疾患対策医療学 教授
一般社団法人 SSCI-Net 理事長
松永 佳世子 先生

タトゥーシール及びフェイスペイント等は、皮膚に直接触れる製品であるにもかかわらず、雑貨として取り扱われていて、その安全性が化粧品のレベルにはないことに注意が必要です。例えば、成分として含まれている「色素」の中には、化粧品には含有の認められていない、アレルギーの感作性が強い物質もあります。また、イソチアゾリノン系やパラベン等の「防腐剤」もアレルギーの感作^{かんさ}¹³が成立しやすいものです。

さらに、タトゥーシールやフェイスペイント等はその落とし方を誤ると、皮膚障害が起こる可能性があります。セロハンテープで除去する等の方法が書いてある製品があるようですが、それでは皮膚の角質も一緒に剥がれてしまいます。落とすときは、クレンジングの後、石けんで洗い、保湿した方がよいと思われませんが、その際も優しく、こすりすぎないなど、十分に注意してください。

皮膚は免疫の最前線なので、体に危険な物質が入ると、体を守るために、危険な化学物質を含む皮膚を脱皮して反応し、刺激性接触皮膚炎を起こします（アレルギー性接触皮膚炎が起きることもあります）。刺激性接触皮膚炎は、皮膚の部位（皮膚が薄い頬や目元など）、皮膚の状態（乾燥していた、傷や湿疹があった）、そして、接触した物質の性質、その除去方法（落とす際の摩擦や化学的な性質、その後の洗い方）、除去した後のスキンケアなどの状況で、発生するかどうかに加え、発生した場合の重症度が異なります。かぶれた後がシミになった場合は、治るまでに8か月から2年程度かかることもあります。このため、皮膚に直接触れる製品等の安全性については、常に気を付けなければ、健康被害が起こる可能性があります。

事故事例はまだ少ないとはいえ、タトゥーシールやフェイスペイント等は、これから多くの人を使用することが予想され、中には前述のように表皮の薄い子どもの顔などに刺激を生じる事例があります。異常がみられたら、すぐに使用を中止し、速やかに皮膚科医を受診してください。事業者においては、刺激性又は感作性のある成分、使用前のテスト方法に関する詳細、タトゥーシール及びフェイスペイント等の除去の仕方については必ず記載すること等の措置が必要だと思われます。

¹³ 生体に特定の抗原を与え、同じ抗原の再刺激に感じやすい状態にすること。（デジタル大辞泉から引用）

5. 事故防止のためのアドバイス

- (1) 化粧品のように安全性の基準が定められた製品ではないことに留意して使用しましょう。子どもに使用する場合は、より注意が必要です。

肌に直接貼ったり塗布したりする製品ではありながら、タトゥーシールやフェイスペイント等は化粧品ではなく雑貨として取り扱われます。このため、化粧品のように一定の安全性が担保された製品ではなく、化粧品では認められていない成分が含まれている可能性があることに留意しましょう。

さらに、子どもは大人よりも表皮が薄いため、外部からの刺激に弱く、顔、特に目の周りや頬などの肌の敏感な部分には使用しない方がよいでしょう。

また、通常、大人を対象とした製品であるメイク用クレンジング剤が子どもの肌に合わない場合もありますので、注意して使用しましょう。

- (2) アレルギー体質の方は、成分表示をよく確認しましょう。

タトゥーシールやフェイスペイント等の製品によっては、天然ゴムや金属等のアレルギーを引き起こす成分が使用されているものもあります。アレルギー体質の方は、購入前に成分や注意表示をよく確認しましょう。例えば、使用上の注意等に、「アレルギー体質の方や肌の敏感な方は使用を控えてください」などと記載されています。

- (3) 肌に傷や湿疹などの異常がある場合には使用しないようにしましょう。症状を悪化させる可能性があります。

- (4) 使用方法、剥がし方、対象年齢及び使用上の注意をよく読んでから使用しましょう。

製品によって使用方法等が異なりますので、よく確認しましょう。

タトゥーシールが容易に剥がれず、無理にこすって肌を傷つけてしまった事例が発生していることから、剥がすときにも注意が必要です。メイク用クレンジング剤、アルコール消毒液等を使用して剥がす場合は、その製品の使用方法や使用上の注意もよく確認してください。また、タトゥーシールの中には、剥がし方として「除光液を使用する」と記載されているものもありますが、除光液の使用方法的表示には、爪以外に使用しないよう記載されている製品もあります。

タトゥーシールは、乳幼児が飲み込んでしまう危険があるため、対象年齢以下の子どもには絶対に与えないでください。

インターネット通販では、外国製の製品が多く販売されています。日本語の表示

がないものや全く説明が書かれていない製品もあるため、使用方法等の記載が確認できるものを選びましょう。

(5) 事前に腕の内側などの目立たない部分で使用テストをしましょう。

腕の内側などの目立たないところにシールの一部を貼る又はペイントを塗って30分後と48時間後の様子を観察し、肌に赤みや腫れ等の異常が起きないことを確認しましょう。また、剥がすときの刺激が肌トラブルにつながっている事例もあることから、剥がしてみても、痛くないか、赤くならないかなどを確認してから使用するとより安全です。剥がしにくい製品は使用しないようにしましょう。ただし、貼る部位やその日の体調により異常が起きることもあります。

(6) 肌に合わない場合はすぐに使用を中止し、かゆみや痛みがある場合には皮膚科医を受診しましょう。

タトゥーシールやフェイスペイント等を使用して、顔や体がかぶれる等の皮膚トラブルが起きることがあります。特に、顔は手などよりも皮膚が薄く、剥がした後に痕が残る事例もあります。異常が見られたらすぐに使用を中止しましょう。皮膚科医を受診する際には、使用した製品と成分表示が記載されたもの（外装等）を持参しましょう。

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

加藤、石井、睦門（むつかど）

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>

<「3. 市販品のテストについて」に関する問合せ先>

独立行政法人国民生活センター

商品テスト部

TEL : 042 (758) 3165

URL : <http://www.kokusen.go.jp/>